
新時代の商標・意匠・不正競争防止法Q&A（第7回）



弁護士 福崎 浩
(大阪弁護士会 知的財産委員会 委員)

Q X工業組合は、特別法に基づいて設立された法人であり、商標「Xタオル」に係る商標権（地域団体商標）を保有している。

Y社は、Xタオルの生産が盛んな地域に所在し、タオル製造販売を業とする会社であるが、X工業組合には加入していない。Y社は、伝統的な製法に則りタオルを製造していたため、自社製品に「Xタオル」との商標を付して販売していた。

この場合、Yの上記行為は、商標権侵害を構成するか。

なお、「X」は地域の名称である。

A 1 はじめに

平成26年商標法の一部改正により、地域団体商標の登録主体が拡充され、今後地域団体商標制度の利用がさらに促進されることが期待されています。

地域団体商標は、地域の名称と商品（役務）の名称等を組み合わせた商標であることから、商標権侵害が争われる事案では、商標法（以下、単に「法」ということがあります。）26条の適用が問題となります。

以下では、まず地域団体商標制度の概要を説明した上で、法26条の適用関係について検討し、さらに先使用权の抗弁についても触れたいと思います。

2 地域団体商標制度について

(1) 制度の概要

地域団体商標制度とは、地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標について、一定の範囲で周知となった場合には、事業協同組合等の団体による出願により商標登録を認める制度をいいます。

地域団体商標制度は、地域と関連のある商品・サービスのブランド化（地域ブランド化）が全国的に盛んになり、その期待が急速に高まってきたことを背景に、平成17年商標法改正により導入され、平成18年4月1日に施行された比較的新しい制度です。特許庁のホームページによれば現在（平成26年9月）までのところ、550件を超える登録がなされているとのことです。

地域ブランドを適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを制度目的としています。

商標法では、地域の名称と商品（役務）の名称等からなる文字商標は、商品の産地、販売地、品質又は役務の提供の場所、質等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標等に該当するとして、原則的に登録を受けることができないとされています（法3条1項3号）。も